

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）

（昭和三十二年六月三日法律第百六十四号）

（標準営業約款の認可）

第五十七条の十二 全国指導センターは、厚生労働大臣が指定する業種について、当該業種ごとに、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、当該業種に係る営業方法又は取引条件に関しおおむね次の各号に掲げる事項を内容とする約款（以下「標準営業約款」という。）を定めることができる。これを変更しようとするときも、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 一 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
 - 二 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
 - 三 損害賠償の実施の確保に関する事項
- 2 厚生労働大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。
- 一 利用者又は消費者の選択を容易にするものであること。
 - 二 利用者又は消費者の需要の動向に反せず、その他これらの者の利益を不当に害するおそれがないこと。
 - 三 不當に差別的でないこと。
- 四 当該業種において適正な衛生措置を講ずることが阻害されるおそれがないこと。
- 五 当該業種の営業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可又はその取消しの処分を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、告示しなければならない。

（標準営業約款に係る営業者の登録）

第五十七条の十三 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内において前条第一項の認可を受けた標準営業約款に係る業種に属する営業を営む者から当該標準営業約款に従つて営業を行おうとする旨の申出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

- 2 前項の登録を受けた者は、その営業を行う施設において、全国指導センターが定める様式の標識及び当該登録に係る標準営業約款の要旨を掲示するものとする。
- 3 全国指導センターは、前項の標識の様式を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公告するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。
- 5 都道府県指導センターは、第一項の登録に係る業務を行うに当たつては、全国指導センターが厚生労働大臣の承認を得て定める基準に従わなければならない。
- 6 都道府県指導センターは、毎事業年度経過後三箇月以内に、第一項の登録に係る事業の実施の状況について全国指導センターに報告しなければならない。
- 7 第一項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第二項の標識に関し必要な

事項は、厚生労働省令で定める。

(情報の提供)

第五十七条の十四 厚生労働大臣は、利用者又は消費者の選択の利便の増進に資するため、標準営業約款に関する情報を提供するよう努めるものとする。

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（抄）

(昭和三十二年九月二日厚生省令第三十七号)

(標準営業約款に関する処分の告示)

第二十一条 法第五十七条の十二第三項 の規定による標準営業約款の認可又は取消しの告示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認可又は取消しがあつた旨
- 二 認可又は取消しの年月日
- 三 当該標準営業約款に係る業種の種類
- 四 認可の告示の場合にあつては当該標準営業約款の内容

(標準営業約款の廃止の届出)

第二十二条 法第五十七条の十五 において準用する法第十二条 の規定による標準営業約款の廃止の届出は、届書に、廃止の議決をした理事会の議事録の謄本を添え、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(標準営業約款に係る登録)

第二十三条 都道府県指導センターは、法第五十七条の十三第一項 の申出があつたときは、次項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、営業所ごとに、登録すべき営業者に係る次に掲げる事項を、業種ごとに作成する登録簿に登録するものとする。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 営業所の名称及び所在地
- 四 当該標準営業約款に従つた営業の開始予定日

2 都道府県指導センターは、登録の申出者が次の各号の一に該当する場合には、その登録を拒否することができる。

- 一 第二十五条の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から一年を経過していない者
- 二 最近一年間に営業に関し不正な行為をした者

(変更の届出等)

第二十四条 法第五十七条の十三第一項 の登録を受けた者（以下「登録営業者」という。）

は、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき又は当該登録に係る営業を廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を都道府県指導センターに届け出なければならない。

(登録の取消し)

第二十五条 都道府県指導センターは、登録営業者が法第五十七条の十三第二項 の掲示をせず若しくは虚偽の掲示をしたとき、当該標準営業約款に従つて営業を行つていないとき又は当該営業に関して不正な行為をしたときは、その登録を取り消すことができる。

(登録の有効期間)

第二十六条 法第五十七条の十三第一項 の登録の有効期間は、三年を下らない範囲において、業種ごとに、全国指導センターが定める期間とする。

2 全国指導センターは、前項の期間を定めたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

(標識の様式に関する公告)

第二十七条 法第五十七条の十三第三項 の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 業種の種類
- 二 様式
- 三 実施時期

(標識の様式に関する届出)

第二十八条 法第五十七条の十三第三項 の規定による届出は、法第五十七条の十三第二項 の標識の様式を定め、又は変更した日から三十日以内に、前条第一号から第三号までに掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

◎理容業、美容業及びクリーニング業に関する標準営業約款に係る標識

〔平成13年2月13日〕
財団法人全国生活衛生
営業指導センター公告

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）第27条の規定に基づき、理容業、美容業及びクリーニング業に関する標準営業約款に係る標識を次のように変更したので公告する。



標準當業約款登録店舗数（平成23年3月末現在）

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

生活衛生関係営業行政の円滑な推進については、日頃から特段の御配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、平成23年11月1日から11月30日までの1ヶ月間を「標準営業約款普及登録促進月間」とし、(財)全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県生活衛生営業指導センターの主催により、各種の啓発活動が実施される予定です。

標準営業約款制度は、現在、クリーニング業、理容業、美容業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業の5業種で導入されており、各都道府県生活衛生営業指導センターにおいて登録業務を実施しています。

厚生労働省では、従来より消費者利益の擁護の観点から、標準営業約款制度の普及と消費者への周知方について推進してきました。

しかし、「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会」中間報告（平成21年8月7日公表）において、「安心・安全を求める消費者の志向が強まっている中、当該約款制度の普及が課題となっている」との指摘がされています。

ついては、各都道府県生活衛生営業指導センターから、本制度の啓発・普及のための広報事業の一環として、消費者利益の増進及び店舗選択の利便の向上のため、各地方公共団体あてに、本制度についてホームページや広報誌等への掲載依頼がなされる予定ですので、その際には、御協力をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、より一層、本制度の普及・啓発を図るため、市町村やその関係団体の広報誌等への関係情報の掲載についても、協力依頼いただくよう重ねてお願い申し上げます。

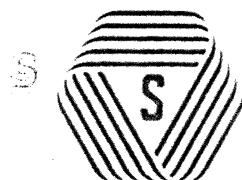
敬具

平成23年9月15日

厚生労働省健康局生活衛生課長

堀江 裕

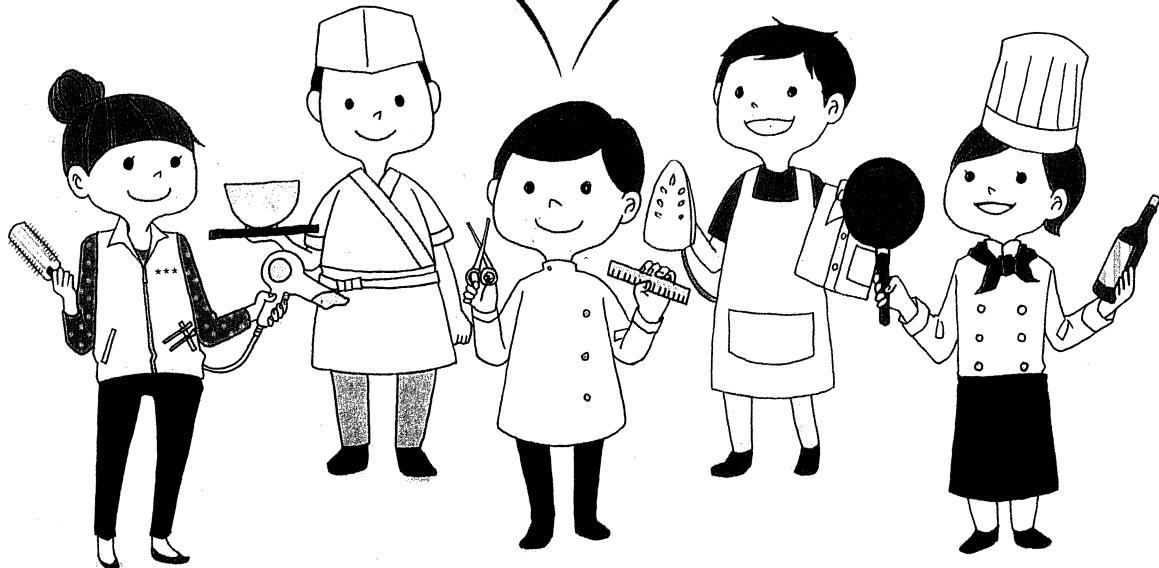
各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿



11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。



安全・安心の しるし。



私たち「Sマーク登録店」は
安全・安心を認められたお店です。

Sマーク登録対象業種

S

理容

美容

クリーニング

めん類飲食

一般飲食

S Standard [清潔] Safety [安全] S Standard [安心]

●主催：財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター ●後援：厚生労働省



厚生労働大臣認可
標準営業約款Sマーク

「平成 23 年度標準営業約款普及登録促進月間」実施要領

1 趣 旨

標準営業約款（以下「約款」という。）の制度は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、消費者利益擁護の観点から、消費者の店舗選択の利便を図ることを目的として創設された制度である。

この約款は、生活衛生関係営業の業種ごとに営業方法等に關し、役務等の内容及び施設設備の表示の適正化並びに損害賠償実施の確保の各事項について定めたものであり、当該約款に従って営業を行おうとする営業者は各都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に登録を行うこととなっている。現在、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の 5 業種について設定されている。

しかしながら、約款の登録は決して高い水準とはいえない状況にあるため、引き続き、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の営業者はもとより、広く利用者又は消費者に対しても約款制度について普及・啓発活動を強化していくことが必要となっている。

このため、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）及び都道府県指導センターでは、11 月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省及び各関係行政機関等の協力を得ながら、5 業種の各生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）及び生活衛生同業組合（以下「組合」という。）等と連携して、全国的に多様な周知広報活動を強力に推進し、約款制度の周知を図り、併せて登録の推進を図るものである。

2 実施機関

- (1) 主 催 全国指導センター、都道府県指導センター
- (2) 後 援 厚生労働省
- (3) 協 賛 5 業種の各連合会及び組合

3 実施期間

平成 23 年 11 月 1 日から 11 月 30 日 1 カ月間

4 実施内容

全国指導センター及び都道府県指導センターは、厚生労働省及び各関係行政機関等の協力を得ながら、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の連合会並びに組合と連携して、この活動の全国的な展開を図ることとし、概ね次の事業を行う。

(1) 全国指導センター

- ① 全国指導センターは、厚生労働省及び各関係行政機関等に対して、この活動の全国的な展開を図るため以下の協力要請等を行う。
 - ア 厚生労働省への活動支援協力
 - イ 政府公報の利用及び機関紙等への掲載協力
 - ウ 全国紙への掲載協力並びに報道機関等への情報及び資料等の提供
- ② 全国指導センターは、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の連合会に対して、この活動の全国的な展開を図るために必要な広報活動及び営業者に対する普及、啓発のための講習会・研修会の開催並びに未登録店に対する傘下組合の積極的な勧誘活動の実施について協力を要請する。
- ③ 全国指導センターは、都道府県指導センターに対して、この活動の全国的な展開を図るため次の(2)に掲げる事業を行うよう要請する。

なお、全国指導センターは、都道府県指導センターが次の(2)に掲げる事業を実施する場合、1都道府県指導センター当たり10万円を限度としてその実施経費を補助する。

(2) 都道府県指導センター

- ① 都道府県指導センターは、各都道府県・市町村及び各関係行政機関等に対して、この活動の推進のため以下の協力を要請する。

なお、これらの活動は、市町村レベルで実効を發揮することが肝要であることから、特に市町村に対し協力を要請するものとする。

 - ア 都道府県・市町村への活動支援の協力
 - イ 地方公共団体（特に市町村）の行う公報の利用及び機関紙等への掲載協力
 - ウ 報道機関等への情報及び資料等の提供
 - エ 関係団体等に対する周知徹底及びこの活動支援の協力
- ② 都道府県指導センターは、全国指導センターが作成したチラシ等を関係行政機関及び5業種の生活衛生営業者等に配付し、配置するよう依頼する。
- ③ 都道府県指導センターは、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の組合の協力を得て、以下の事業を行う。
 - ア 登録促進を図るため、未登録店に対しての調査及び登録のための積極的な勧誘活動の実施
 - イ 消費者団体との懇談会の実施
 - ウ 利用者・消費者等への制度の周知及び啓発のための、地方新聞、地域タウン

紙等のミニコミ紙などへの広告掲載

エ この活動の目的達成のために必要な広報活動の実施

【例】組合発行の機関紙等への掲載

営業者に対する普及、啓発のための講習会・研修会の実施

封筒にSマークの掲載

クリーニング包装等へのチラシの挿入

諸行事に関連しての普及、促進の活動（表彰式会場、展示会場へのPRコーナーの設置等）